

身体拘束等の適正化のための指針

【事業所名】 amaririsu

【1. 基本的な考え方】

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなくスタッフ一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 障がい福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束防止の規定
サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状態を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援

方法がないこと。

③ 一時性・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要。

※留意事項：肢体不自由、特に体幹機能障害のある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着衣姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

【2. 身体拘束防止に向けての基本方針】

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束を

しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の

全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明をし同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備

を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに行

うります。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。

② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。

③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供

し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)

を安易に妨げるような行為は行いません。

万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束適正化検

討委員会において検討をします。

⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り

返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。

サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

(5) 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

「参考：具体的な行為」

- ① 皮膚を搔きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ② 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、安全ベルト(Y字型拘束 帯や腰ベルト)、車椅子テーブルをつける。
- ③ 立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ④ 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を使用する。
- ⑤ 他人への迷惑行為を防ぐために、四肢を紐等で縛る。
- ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑦ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

参考：「身体拘束ゼロへの手引き」 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

【3. 身体拘束防止に向けた体制】

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の防止に向けて身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会）を設置します。

① 設置目的

事業所内等での身体拘束防止に向けて現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束防止に関する職員全体への周知

② 身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会）の構成員

4名以上：理事、職員、第三者委員

委員会の構成

身体拘束適正化検討委員会の責任者	副理事長（虐待防止対応責任者）
身体拘束の適正化の検討	理事、事業部長
虐待の認定及び解決策の検討	第三者委員
利用者の行動制限の必要性の意思決定	第三者委員

③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

年1回以上開催（必要時はその都度開催）

【4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応】

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① 身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会）の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会において、拘束による利用者的心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組みを詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。

また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。

記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、心身の身体拘束を継続する必要がなくなつた場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

【5. 身体拘束防止・改善のためのスタッフ研修】

支援に関わるすべてのスタッフに対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行についてスタッフ研修を行います。

- ①定期的な研修（年1回以上）の実施
- ②新入職員に対する身体拘束等の適正化についての研修実施
- ③その他必要な研修の実施

【6. 利用者等に対する指針の閲覧】

この指針は、利用者・家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、法人のホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

当事業所内において、いつでも自由に閲覧できるようにします。

この指針は、令和4年4月1日より施行する